

常滑市じん肺患者見舞金交付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市がじん肺患者に常滑市じん肺患者見舞金（以下「見舞金」という。）を交付することにより、じん肺患者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 見舞金の交付対象となる者は、じん肺法（昭和35年法律第30号）第13条第2項の規定により、じん肺管理区分が管理4と決定された者で、見舞金の交付申請時に本市の住民基本台帳に記録されているものとする。

(交付金額)

第3条 見舞金の額は、申請者1人につき1年度あたり10,000円とする。

(交付申請)

第4条 見舞金の交付を受けようとする者は、常滑市じん肺患者見舞金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「交付申請書兼請求書」という。）に、じん肺管理区分決定通知書の写しを添えて、見舞金の交付を受けようとする当該年度内に市長に提出しなければならない。

(見舞金の交付決定等)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、交付要件について審査を行い、見舞金の交付要件を満たすと認めるときは、常滑市じん肺患者見舞金交付決定通知書（様式第2号）により、見舞金の交付要件を満たさないと認めるときは、常滑市じん肺患者見舞金不交付決定通知書（様式第3号）により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の見舞金の交付を決定したときは、交付決定後30日以内に見舞金を申請者に交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けたとき。

(2) その他市長が見舞金を交付することが適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、常滑市じん肺患者見舞金交付決定取消通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

(不正利得の返還)

第7条 市長は、前条第1項の規定により見舞金の交付の決定を取り

消したときは、期限を定めて、当該見舞金の交付の決定を取り消された者に対し、交付した見舞金を返還させるものとする。ただし、市長が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

常滑市じん肺患者見舞金交付申請書兼請求書

年 月 日

常滑市長 殿

申請者 住所
氏名

次のとおり常滑市じん肺患者見舞金の交付を申請します。
また、受給資格確認のために、市担当職員が住民基本台帳を閲覧することに同意します。

住所	常滑市
フリガナ 氏名	
生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生
電話	
添付書類	じん肺管理区分決定通知書の写し

じん肺患者見舞金を次の口座に振り込みしてください。

振込口座	金融機関名			
	預金種別		口座番号	
	フリガナ 口座名義人			

様式第2号（第5条関係）

年度常滑市じん肺患者見舞金交付決定通知書

年 月 日

様

常滑市長

年 月 日付けで交付申請のありました常滑市じん肺患者見舞金について、常滑市じん肺患者見舞金交付事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

交付決定額 金 円

様式第3号（第5条関係）

年度常滑市じん肺患者見舞金不交付決定通知書

年 月 日

様

常滑市長

年 月 日付けで交付申請のありました常滑市じん肺患者見舞金について下記の理由により不交付と決定しましたので通知します。

記

不交付の理由	
--------	--

様式第4号（第6条関係）

年度常滑市じん肺患者見舞金交付決定取消通知書

年 月 日

様

常滑市長

年 月 日付けで交付決定しました常滑市じん肺患者見舞金については、常滑市じん肺患者見舞金交付事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり交付決定を取り消すことにしましたので通知します。

記

取消金額	金 円
取消理由	